

2024年7月31日

株式会社ライズ
代表取締役 泉 谷 将 輝 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 西島 秀向

【連絡先(事務局)】担当：金田
〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室
TEL 06-6920-2911 / FAX 06-6945-0730
E-mail：info@kc-s.or.jp
ウェブサイト：https://www.kc-s.or.jp

再お問合せ

当団体の2024年3月28日付け「申入書兼要請書」に対し、貴社より2024年4月24日付「回答書」（以下「回答書」といいます。）を受領しました。ご回答ありがとうございました。

当団体において、回答書について検討した結果、下記のとおり質問がございますので、2024年8月末日までに文書でご回答いただきますようお願いいたします。

なお、既に貴社に連絡しておりますとおり、本「再お問合せ」は、公開の方式で行わせていただきますので、本書の内容及びそれに対する貴社の回答の有無・回答内容等は、全て、当団体ウェブサイト等で公開いたします。

本再お問合せに対する貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

記

1 貴社ホームページの変更・修正について

貴社は、回答書において、

- ① 「貴社ホームページにおける『パーソナルトレーニング』の表記」に関する申入れについては、

完全な1:1のトレーニングではないことをホームページ上に説明リンクの追記若しくは別途説明用のページ作成を行う

- ② 「トレーニングの予約が取れないこと」に関する要請については、

繁忙期などに関しては、予約が取れない可能性があることをホームページ上に追記する

- ③ 「ホームページの通常プランの月会費の記載」に関する要請については、

当社で提供している通常プランについて、比較が可能となるように料金をホームページ上に追記する

旨、それぞれ回答されました。

その上でホームページの変更・修正につき、「時間はかかるかもしれないが、可能な限り早く対応する。」と回答されました。

については、ホームページの変更・修正・追記・説明用のページ作成の具体的な時期はいつ頃を予定されているのかご教示ください。また、変更・修正・追記後のホームページ及び新たに作成された説明用のページをご送付ください。

2 契約書の同意事項について

回答書によると、契約書の同意事項に関する申入れについては、

①に関しては当社の故意や過失の場合は除く旨を追記し、②に関しては過失の軽重ではなく、過失の有無を基準とする旨追記する

とのことですが、既にこれらの追記（修正）が完了している場合、追記（修正）後の同意書は、いつの時点から使用される予定か、これらの追記（修正）が未だ完了していない場合は、いつ頃、追記（修正）のご予定かをご教示ください。また、追記（修正）後の同意書をご送付ください。

3 予約の繰越について

回答書によると、予約の繰越については、

予約が取れないという理由で回数が消費できなかった場合、該当の会員様に関しては翌月以降に繰り越して利用できるようにする

とのことですが、該当の会員が翌月以降に繰り越して利用できるようにするとの取扱いは、いつ頃開始されるご予定でしょうか、ご教示ください。既に、この取扱いが開始されている場合には、いつから開始されたのかをご教示ください。また、この取扱いを行うことについて、貴社は、貴社のホームページ上で公表するご予定があるのか、ある場合は、いつ頃に公表されるご予定かも併せてご教示ください。その他、上記取扱いを行うことを明らかにする書面がある場合には、その書面をご送付ください。

以上